

おおい町民間住宅地分譲地購入者住まい支援事業補助金交付要綱

〔平成29年3月22日
告示第70-2号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、おおい町民間住宅地分譲地購入者住まい支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、おおい町補助金等交付規則（平成18年おおい町規則第32号）及びおおい町建設課所管補助金等交付要綱（平成22年おおい町告示第14号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、おおい町内で民間が分譲する住宅地（以下「分譲地」という。）を購入し、住宅を新築した者に対し、その費用の一部を助成することにより、本町への定住促進等を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 分譲地 宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けた宅地建物取引業者が分譲する住宅地分譲地
- (2) 住宅 自らが居住するための一戸建ての建物で床面積の2分の1以上が居住の用に供されているもの

(補助対象の住宅)

第4条 本補助金の対象となる住宅は、分譲地購入者が当該分譲地に新築する一戸建て住宅とする。

- 2 国、県、町等の他の補助事業により補助対象となる住宅は対象とならない。ただし、この要綱による補助対象経費と他の補助事業による補助対象経費を明確に区分できるときは、この限りでない。

(交付対象者)

第5条 この補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 分譲地を購入し住宅を新築する者
- (2) 新築した住宅に5年以上居住する者
- (3) 市町村税を滞納していない者
- (4) 過去に本補助金を受給していない者

- 2 国、県、町等の他の補助事業により補助対象となる者は対象とならない。ただし、この要綱による補助対象経費と他の補助事業による補助対象経費を明確に区分できるときは、この限りでない。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住宅の新築

に要する経費のうち住居の部分に係る経費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金額は次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号の定める額とする。

(1) 町内の個人事業者又は事務所等（本町に法人町民税の法人等の設立・事務所等の設置届を提出しているものに限る。）を置く事業者（以下「町内事業者」という。）

により新築する住宅 50万円

(2) 町内事業者以外の事業者（以下「町外事業者」という。）により新築する住宅 25万円

2 前項各号において、補助対象経費が補助金額に満たない場合は当該補助対象経費を限度とし、千円未満の額を切り捨てる。

3 補助金の交付は、一の住宅につき1回とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事請負契約等締結までに、おおい町民間住宅地分譲地購入者住まい支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 分譲地売買契約書の写し

(2) 工事に係る見積書の写し

(3) 住宅建設概要書（様式第2号）

(4) 図面（付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図、敷地求積図、立面図）及び現況写真

(5) 建築基準法第15条第1項の規定に基づく建築工事届の写し

(6) 納税証明書（現住所の市町村税の全税目に滞納がないことを証明事項とするもの。）又は納税状況の確認に関する同意書（様式第3号）

(7) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、申請書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適正であると認めたときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第9条 申請者は、工事請負契約等を締結した時は、10日以内にその契約書等の写しを町長に提出しなければならない。

(変更の承認申請)

第10条 申請者は、補助事業の内容の変更をしようとするときは、おおい町民間住宅地分譲地購入者住まい支援事業補助金計画変更承認申請書（様式第5号）に変更後の第8条各号に掲げる関係書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、申請書等の書類の審査等を行い、変更内容が適正であると認めたときは当該申請を承認し、補助金計画変更承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(廃止の承認申請)

第11条 申請者は、補助事業を廃止しようとするときは、おおい町民間住宅地分譲地購入者住まい支援事業廃止承認申請書(様式第7号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、申請書の審査等を行い、事業の廃止がやむを得ないと認めたときは当該申請を承認し、廃止承認通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに、おおい町民間住宅地分譲地購入者住まい支援事業補助金完了実績報告書(様式第9号)に、次の各号に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書等の写し

(2) 領収書の写し

(3) 完成写真

(4) 登記済証の写し

(5) 住民票

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査し、及び必要に応じて現地審査等を行い、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第15条 町長は、申請者が次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、又は交付した補助金の返還を命ずることができる。

(1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し、不正の行為があったとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(3) 前各号のほか、本要綱に定める補助金交付の要件を欠くに至ったとき。

2 申請者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、おおい町補助金等交付規則の定めるところにより補助金を返還しなければならない。

(報告、調査及び指示)

第16条 町長は、補助金の交付に関し、必要があると認めたときは、申請者に対し、報告を求め、当該補助金の交付に係る通帳、書類その他必要な物件を調査し、又は現地調査、他機関への確認等必要な事項を指示することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

おおい町長 様

住 所
氏 名

㊟

おおい町民間住宅地分譲地購入者住まい支援事業補助金交付申請書

おおい町民間住宅地分譲地購入者住まい支援事業について、補助金の交付を受けたいので、おおい町民間住宅地分譲地購入者住まい支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 対象住宅の工事完了及び入居の予定期日
工事完了予定日 平成 年 月 日
入 居予定日 平成 年 月 日
- 4 補助金交付申請額 金 円
- 5 添付書類
 - (1) 分譲地売買契約書の写し
 - (2) 工事に係る見積書の写し
 - (3) 住宅建設概要書（様式第2号）
 - (4) 図面（付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図、敷地求積図、立面図）及び現況写真
 - (5) 建築基準法第15条第1項の規定に基づく建築工事届の写し
 - (6) 納税証明書（現住所の市町村税の全税目に滞納がないことを証明事項とするもの。）
又は納税状況の確認に関する同意書（様式第3号）

様式第2号（第8条関係）

おおい町民間住宅地分譲地購入者住まい支援事業補助金
住宅建設概要書

住宅建設者 (発注者)	住 所			
	氏 名			
住宅概要	建設場所			
	構 造			
	階 数		敷地面積	m ²
	延床面積	m ²		
工 期	着工 年月日	平成 年 月 日	完了 年月日	平成 年 月 日
施工業者①	所在地			
	業 者 名			
	電話番号		FAX番号	
設計者②	設計事務所名			
	設計者名			
	電話番号		FAX番号	
入 居 者	氏 名	続柄	氏 名	続柄

様式第4号（第8条関係）

おおい町指令建第 号

申請者 住 所
氏 名

おおい町 民間住宅地分譲地購入者住まい支援事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあったおおい町民間住宅地分譲地購入者住まい支援事業補助金の交付については、おおい町民間住宅地分譲地購入者住まい支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

平成 年 月 日

おおい町長

記

補助金の額 円

条件

- 1 この補助金の交付対象となる補助事業の内容は、 年 月 日付け補助金等交付申請書記載のとおりとする。
- 2 この補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 3 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類とともに5年間保存すること。
- 4 補助事業の内容に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合又は補助事業を中止若しくは廃止する場合は、事業計画変更承認申請書又は事業廃止承認申請書を提出し、町長の承認を受けること。
- 5 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、延滞なく報告して指示を受けること。

様式第5号（第10条関係）

平成 年 月 日

おおい町長 様

申請者

住 所

氏 名

印

おおい町民間住宅地分譲地購入者住まい支援事業補助金計画変更承認申請書

平成 年 月 日付けおおい町指令建第 号で補助金の交付決定を受けたおおい町民間住宅地分譲地購入者住まい支援事業について、申請の内容を変更したので、おおい町民間住宅地分譲地購入者住まい支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

記

1 交付決定通知年月日及び番号

平成 年 月 日

おおい町指令建第

号

2 変更の内容

3 変更の理由

4 添付書類（交付申請書に添付した書類のうち変更が生じる書類）

様式第6号（第10条関係）

第 号
平成 年 月 日

様

おおい町長

おおい町民間住宅地分譲地購入者住まい支援事業補助金計画変更承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった、おおい町民間住宅地分譲地購入者住まい支援事業補助金の計画変更承認申請について、下記のとおり承認したので、おおい町民間住宅地分譲地購入者住まい支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 変更する事業の補助金交付決定通知年月日及び番号

平成 年 月 日 おおい町指令建第 号

2 変更の内容

様式第7号（第11条関係）

平成 年 月 日

おおい町長 様

申請者

住 所

氏 名

印

おおい町民間住宅地分譲地購入者住まい支援事業廃止承認申請書

平成 年 月 日付けおおい町指令建第 号で補助金の交付決定を受けたおおい町民間住宅地分譲地購入者住まい支援事業について、下記の理由により事業を廃止したいので、おおい町民間住宅地分譲地購入者住まい支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、申請します。

記

1 廃止の理由

--

様式第8号（第11条関係）

第 号
平成 年 月 日

様

おおい町長

おおい町民間住宅地分譲地購入者住まい支援事業廃止承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった、おおい町民間住宅地分譲地購入者住まい支援事業の廃止について、下記のとおり承認したので、おおい町民間住宅地分譲地購入者住まい支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 廃止する事業の補助金交付決定通知年月日及び番号

平成 年 月 日 おおい町指令建第 号

平成 年 月 日

おおい町長 様

申請者
(住 所)
(氏 名)

印

おおい町 民間住宅地分譲地購入者住まい支援事業補助金完了実績報告書

平成 年 月 日付けおおい町指令建第 号で補助金の交付決定を受けたおおい町民間住宅地分譲地購入者住まい支援事業が完了したので、おおい町民間住宅地分譲地購入者住まい支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の交付決定額及びその精算額

交付決定額	円
精 算 額	円

2 補助事業の完了日

工事着工日	平成	年	月	日
入 居 日	平成	年	月	日

3 添付書類

- (1) 工事請負契約書等の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 完成写真
- (4) 登記済証の写し
- (5) 住民票

様式第10号（第13条関係）

おおい町指令建第 号

申請者 住所
氏名

おおい町民間住宅地分譲地購入者住まい支援事業補助金額の確定通知書

平成 年 月 日付けおおい町指令建第 号で交付決定をしたおおい町
民間住宅地分譲地購入者住まい支援事業補助金については、おおい町民間住宅地分譲地購
入者住まい支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおりその額を確定し
たので通知します。

平成 年 月 日

おおい町長

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

様式第11号（第14条関係）

平成 年 月 日

おおい町長 様

申請者 住 所
氏 名

㊞

おおい町民間住宅地分譲地購入者住まい支援事業補助金交付請求書

平成 年 月 日付けおおい町指令建第 号で交付決定のあったおおい町民間住宅地分譲地購入者住まい支援事業補助金 円を交付されるようおおい町補助金等交付規則第9条の規定により請求します。